

住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議設置要綱

(目的)

- 第1 汚染原因者負担の原則(P・P・P)にのっとり、日本化学工業株式会社によるクロム鉍さい土壌汚染恒久対策及びクロム公害にかかわる地域住民の健康管理ならびに損害補償の完全実施について、住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議(以下「クロム対策会議」という。)を設置し、その推進を図るとともに東京都の関連施策の運営に資することを目的とする。

(設置)

- 第2 クロム対策会議の活動は、次のとおりとする。
- (1) クロム鉍さいによる土壌汚染恒久対策に関する事。
 - (2) クロム鉍さいにかかる環境モニタリング並びに応急処理の補強に関する事。
 - (3) クロム鉍さいにかかる地域住民の健康影響調査並びに健康管理に関する事。
 - (4) クロム公害対策の住民集会等に関する事。
 - (5) クロム公害住民相談に関する事。
 - (6) クロム被害者の早期救済に関する事。
 - (7) クロム関係訴訟の推進に関する事。
 - (8) クロム公害問題についての国への働きかけに関する事。
 - (9) その他クロム公害の防除に関する事。

(構成)

- 第3 クロム対策会議は、次の者によって構成する。
- (1) 地元住民
 - (2) 被害者団体
 - (3) 住民・市民運動団体
 - (4) 婦人団体
 - (5) 関係労働団体
 - (6) 東京都環境保全推進委員会
 - (7) 学識経験者
 - (8) 地方自治体

(組織・運営)

- 第4 クロム対策会議の運営のため、次の組織を置く。
- (1) クロム対策会議の組織は、総会、幹事会、及び対策委員会とする。
 - (2) 総会は構成員全員により運営し、基本的事項の決定を行う。
 - (3) 幹事会は、総会で選出される幹事によって構成する。幹事会は、総会の議題の決定、関係諸機関との連絡調整及び総会で決定された事項の具体化に関する事などを行う。
 - (4) 対策委員会は恒久対策推進委員会及び健康影響調査委員会とし、クロム対策会議における諸課題の実施・推進に関する事などを行う。
 - (5) 専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(座長)

- 第5 クロム対策会議に座長複数を置く。座長は総会で選出する。

(事務局)

- 第6 クロム対策会議の事務局は総会で決定する若干名により構成する。

付 則

この要綱は、昭和52年12月21日から適用する。